

愛媛県海岸保全基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本会は、海岸法第2条の3に基づき、海岸に関し学識経験を有する者に意見を聞く場として設置する。

(名称)

第2条 本会は、「愛媛県海岸保全基本計画検討委員会」（以下「委員会」という）という。

(目的)

第3条 本会は、国が定める海岸保全基本方針に則し、愛媛県沿岸の海岸保全にかかる気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画となるよう、次の項目について意見を述べる。

- (1) 気候変動を考慮した計画外力の設定方法
- (2) 上記を踏まえた防護水準
- (3) 海岸保全基本計画
- (4) その他委員会で必要と認めた事項

(所掌事務)

第4条 委員は、前条の目的を達成するため、必要な提言や助言をおこなう。

(組織)

第5条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。(別表1)

- (1) 学識経験者
- (2) 行政
- (3) 利用者

2 委員会には、委員の互選により選任した委員長を置き、委員長は委員会の意見を総括する。

3 委員長が不在又は事故あるときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

4 専門的な検討が必要な場合は、専門部会を設置する。

5 委員長が必要と認める場合は、委員以外に意見を聞くことができる。

6 委員(2号)は、委員名簿の所属・役職の在任期間を任期とし、異動がある場合は後任者を委員とする。

7 委員の代理出席は認めない。

(事務局)

第6条 事務局は、愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課により組織する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員会により定めるものとする。

付則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。